

2018年9月10日

高齢化社会を迎えたベトナム

公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部 研究員 竹山 淑乃

アセアン諸国の多くは、海外から労働集約型の産業を誘致し、国民の所得を増加させ 内需を拡大することにより、経済発展を遂げてきた。この経済発展のモデルは、1970 年代の日本のように「人口ボーナス¹」の恩恵を受けることにより持続してきた。しか し、近年、アセアン諸国の一部は出生率の低下や平均寿命の上昇により、高齢化が進み 「人口オーナス²」期へと移行している。

高齢化が特に進行しているのは年平均の経済成長率が 6%を超え、アセアン諸国の中でも高い成長を維持しているベトナムである。ベトナム戦争後の経済復興期から多産多死型であった人口ピラミッドは、1988 年から導入した「二人っ子政策 3 」の影響を大きく受け、また、平均寿命も延びたことから少産少死型へと変化してきた。国連の推計によると、ベトナムは 2017 年に高齢化社会に突入し、2034 年に高齢社会、2049 年には超高齢化社会になると予測されている 4 。

また、高齢化社会から高齢社会へ移行するまでの所要年数(倍加年数)をみると、ベトナムは17年とアセアン諸国の中でも最も短く、今後も急速に高齢化が進むことが予想される(図表)。加えて、ベトナムは高齢化社会となった2017年の一人当たりGDPが2,354ドルと他のアセアン諸国の中でも低い水準にあり、経済が発展途上の段階のまま高齢化社会に入っていくことになる(図表)。

その一方、ベトナムの社会保障システムは先進国と比較して未整備であり、高齢化社会に十分備えているとは言いづらい。国際労働機関(ILO)によると、現行の社会保障制度を改革しないまま運用した場合、2030年代には年金財政は継続できなくなると言われている。主な要因として以下二点が考えられる。①ベトナムは非正規雇用者が多く、

¹ 生産年齢人口(15~64歳)に対する従属人口(14歳以下の年少人口と65歳以上の老年人口の合計)の 比率が低下し、経済成長を促すこと。

² 少子高齢化が進み、生産年齢人口(15~64歳)に対する従属人口(14歳以下の年少人口と65歳以上の老年人口の合計)の比率が上昇することで社会保障費などがかさみ、経済成長を阻害すること

³ 人口抑制のために1組の夫婦につき子供を2人に制限する政策。予想を上回るペースで高齢化が進んでいるため、2017年に同政策を廃止する方針が打ち出されている。

⁴ 国連では、高齢化率(65 歳以上の人口が全人口に占める割合)が7%を超えた社会は「高齢化社会」、 更に同人口が増加して高齢化率が14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と定義している。

年金基金への加入者が全労働人口のうち 20~25%と非常に少ないことと、②年金制度 が賦課方式であり、定年の年齢は男性 60 歳、女性 55 歳(公務員は 65 歳と 60 歳)と先 進国に比べ若いため、掛け金と給付額のバランスがとれていないことである。

社会保険料として回収できない部分は、政府の予算等から補填されているため、財政への影響も大きい。ここ約20年間は、社会保障関連の支出が歳出の40%を上回っており、財政赤字が拡大する要因となりつつある。

べトナムは経済成長の拡大と同時に早急に社会保障制度の整備を進めていかなければならない難しい問題に直面している。その解決に向けて、世界の中でもいち早く超高齢社会を迎えた日本から高齢化社会の社会保障制度の仕組みを学ぶことができるだろう。また、医療・介護・健康関連産業は今後、高齢社会を迎えるベトナムにおいて高い成長が見込まれる。これらの産業に関して多くのノウハウを有している日本の企業は、ベトナムから看護師や介護士の技能研修生を受け入れ、ベトナムの人材の育成に貢献すると同時に日本の福祉医療分野の人手不足を解消することもできるだろう。今後、日本とベトナム双方にとってより一層メリットの大きい支援協力体制を構築することが期待される。

以上

図表 アセアン諸国の高齢化の推移

	高齢化社会 (高齢化率7%以上)	高齢社会 (高齢化率14%以上)	倍加年数 (高齢化社会→ 高齢社会)	高齢化社会到達時 の一人当たりGDP
	到達年	到達年	所用年数	(N°,4SD)
シンガポール	1999	2019	20	21,796
タイ	2002	2022	20	2,115
ベトナム	2017	2034	17	2,354
マレーシア	2020	2046	26	13,180
インドネシア	2026	2051	25	6,207
フィリピン	2032	2068	36	7,758

出典: 国連、IMF のデータをもとに筆者作成 注:2015 年以降のデータは予測

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。